

## 科学研究費助成事業（科学研究費補助金）研究成果報告書

平成25年6月22日現在

機関番号：34423

研究種目：「若手研究（B）」

研究期間：2010～2012

課題番号：22730642

研究課題名（和文） 米国チャータースクールにおける特色ある学校評価による効果に関する実証的研究

研究課題名（英文） An Empirical Research on Effects by Characteristic School Accreditations on Charter Schools in United State of America.

## 研究代表者

湯藤 定宗（YUTO SADAMUNE）

帝塚山学院大学・リベラルアーツ学部・准教授

研究者番号：20325137

研究成果の概要（和文）：本研究では、ミネソタ州の Parents, Allied with Children and Teachers(以下 PACT)チャータースクール(以下 CS)を事例として、特色ある学校評価による効果を明らかにした。特色ある学校評価の一つとして、PACT は認証機関である AdvancED による認証評価を継続的に受けている。本研究では、AdvancED による一連の認証評価プロセスを通して、新たなスタッフの雇用等、PACT における学校改善の取り組み実態及びその効果を実証的に示した。

研究成果の概要（英文）：This study clarified some effects on school improvements by a characteristic school accreditation, as a case study of Parents, Allied with Children and Teachers (PACT) Charter School. PACT has been accredited by AdvancED that is a school accreditation body. The accreditation by AdvancED in PACT was recognized as a characteristic in the study. It was found that PACT accomplished some school improvements through the process of the accreditation, for example, hiring some new staff by responding to advices by AdvancED.

## 交付決定額

(金額単位：円)

	直接経費	間接経費	合計
2010年度	1,300,000	390,000	1,690,000
2011年度	500,000	150,000	650,000
2012年度	700,000	210,000	910,000
年度			
年度			
総計	2,500,000	750,000	3,250,000

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：教育学・教育学

キーワード：チャータースクール、アクレディテーション、学校評価

## 1. 研究開始当初の背景

CS の法的整備については、米国ミネソタ州において 1991 年に州法として初めて立法化され、2009 年当時において、40 州及びワ

シントン特別区で CS 法が整備されている。また、学校数もおおよそ 4,600 校が開校され、オバマ新政権においても CS への積極的な支援が表明されており、CS の急速な普及が予

想される。CSには公立学校再生の「切り札」的な期待が強くかけられていると言える。

CSが急速に普及している最大の理由は、公立学校であるにも関わらず、CSでは多様な教育・学習活動が認められている点にあると言える。しかし、2002年のNo Child Left Behind(以下NCLB)法制定以降、その最大の特徴であった教育・学習活動の多様性に制限が加えられるような状況が生じている。具体的には、CSも他の公立学校と同様に、いわゆる「学力」テストなどの標準テストを課せられ、アカウントビリティを厳しく問われることになった。評価方法に関して、他の公立学校と同様の一律的な学校評価をCSに課すことによって、CSの最大の特徴である教育・学習活動の多様性に制限が加えられることは容易に予想できる。

研究代表者がミネソタ州のCSを対象として2008年に実施した調査によると、公立学校と同様の学校評価を強いられ、CSにおける教育・学習活動の自由度が抑制されているという認識を示しているCSが半数近くみられた。

## 2. 研究の目的

本研究では、米国における特色ある学校評価を実施しているCSを対象として、学校評価の実態、及び学校評価による効果を明らかにすることを目的とする。

本研究の目的を上記の通り設定した理由は、第一に、NCLB法による制限的な状況においても、特色ある学校評価を展開しているCSが存在することである。第二に、その特色ある学校評価を実施しているCSでは、CSの自己評価に加えてスポンサーとしての学区や大学等による学校評価、さらにはアクレディテーションとしての認証評価等の多様な評価が自発的に展開されている事実があるものの、各評価の関連付けや学校評価の効果が明らかにされていないからである。

科学研究費補助金による「米国ミネソタ州におけるチャータースクールの学校評価モデル構築に関する研究」(平成19・20・21年度)において、本研究代表者が研究対象としたPACTにおける学校評価実態の一端については明らかにしてきた。しかし、PACTでは自己評価に加えて、スポンサーであるBethel大学による評価や支援を受けており、また、アクレディテーションとして、advancEDによる認証評価も受けるなど、複数の評価主体による学校評価が多様に実施されている。

本研究では、まず、各評価がどのように関連付けられ、いかなる効果をあげているかを明らかにする。

次に、CSのスポンサーとしての学校支援機能に着目し、CSのスポンサーとなっている学区や大学等の学校評価、特にCSに対す

る支援機能とその実態を明らかにする。

加えて、認証評価としてのアクレディテーションも研究の範囲として、特に学校評価の専門性の観点からその実態を明らかにする。

研究代表者によるCS研究の特色は、ミネソタ州の全CSを対象に実施した質問紙調査(2008年実施)や公刊された資料分析に加えて、学校現場でのエスノグラフィーを継続的に行い、より多様かつ有益な情報を収集することにある。実際に1994年に開校したPACTを1996年から2009年に至るまで現地調査を断続的に実施しているが、PACTの教育・学習活動を点ではなく、線という観点から変化のプロセスを詳細に観察することにより、学校経営のリアリティを踏まえた研究成果を提出している。

NCLB法制定以降、米国の学校教育状況、特に問題を抱えている都市部の公立学校は大きな岐路に立たされている。都市部及び都市近郊に集中しているCSも例外ではない。CSの最大の特徴は教育・学習活動の多様性にあると既述した。とすれば、CSにおける学校評価は、画一的な尺度だけではなく、個々のCSが有する多様性を促進するような評価のあり方を必要とする。

現在日本でも学校評価は最も重要な教育政策の一つである。さらに学校選択制度が、特に都市部を中心に広がりつつある現在、特色ある学校づくりを推進できるような学校評価のあり方は、日本における教育改革の最重要課題であることは自明であり、教育・学習活動の多様性をその特徴とするCSにおける、複数の主体による学校評価実態の把握、及びその効果を明らかにするという本研究の意義は非常に高いと言える。

## 3. 研究の方法

CSに関する法制度的、あるいは学校経営的な研究は、米国はもちろん日本でも着実に蓄積されてきている。しかし、2002年のNCLB法を境にCSを取り巻く状況が大きく変化した中で、特色ある学校評価実態の解明、及びその効果の検証については、日本はもちろん米国でもまだ研究が進められていないのが実情である。

CSにおける特色ある学校評価による効果を明らかにするために本研究が採用する方法は、主要にはフィールド調査(インタビュー、参与観察等)である。平成22・23・24年度に米国のCSを対象としてインタビュー調査、参与観察を行い、特色ある学校評価の実態、及びその効果を明らかにする。

## 4. 研究成果

初年度にあたる平成22年度の研究成果としては、第一に、日本教育経営学会第51回大会(2010年6月5日@静岡大学)において

「米国チャータースクールにおけるアクレディテーションの実態に関する研究」と題し、AdvancED が設定する評価基準に基づく、自己評価、及び第三者評価の仕組みと実態の把握、そしてこれらの評価結果の分析を通して、学校評価システム構築について以下のような知見を提出した。

AdvancED が設定する 7 つの基準に基づく、自己評価、及び第三者評価の仕組みの把握、そして評価結果の分析から、アクレディテーションは自己評価を基礎として第三者評価がなされるとともに、第三者評価の専門性は保持されている。また学校改善が求められる点について AdvancED は、アクション・プランや Accreditation Progress Report を当該校に作成させ、教育活動を改善へと導いていく。つまり、学校教育の質の改善を促す仕組みをアクレディテーションの機能として組み入れている。加えて、各地域に置かれている AdvancED の事務所が、改善事項に関して各学校を援助する体制が敷かれている。このことによって、第三者評価機関である AdvancED が日常的に学校支援を行うことが可能になっている。このような評価後のサポートのあり方は、日本における学校評価システム構築に欠かせない視点であることを明らかにした。

平成 22 年度の第二の研究成果は、アメリカ教育学会編『現代アメリカ教育ハンドブック』の執筆である。「学校評価 (School Accreditation) (39-40 頁)」、「教育バウチャー制 (Educational Voucher) (73-74 頁)」、「チャータースクール (charter School) (160-161 頁)」を担当項目として執筆した。

平成 23 年度の研究成果としては、『帝塚山学院大学研究論集』第 46 集において「米国チャータースクールにおけるアクレディテーションに関する研究 (I) -AdvancED による評価を事例として」と題する拙稿を作成した。本稿の目的は、PACT チャータースクールを事例として、AdvancED によるアクレディテーションの評価結果分析を通して、日本における学校評価システム構築のための示唆を得ることをであった。

具体的内容としては、AdvancED が設定する 7 つの基準の中で 4 つ目の基準である「成績管理とその活用」に焦点を当てて、当該基準における自己評価と第三者評価の評価内容の分析と考察を行った。第一に、アクレディテーションは自己評価を基礎として実施されている。第二に、アクレディテーションは自己評価を基礎としつつも、最終的には専門家評価である AdvancED による評価が専門性を確保した評価として機能している。第三に、AdvancED によって指摘された点を改善するために Accreditation Progress Report を各学校が作成することになっていることを明

らかにした。

日本においては、『学校評価ガイドライン [平成 22 年改訂]』において「第三者評価は、学校とその設置者が実施者となり、その責任の下で、第三者評価が必要であると判断した場合に行うものであり、法令上、実施義務や実施の努力義務を課すものではない。」とされているが、本稿で事例とした PACT チャータースクールはそのケースに該当する。AdvancED による学校改善のための日常的な支援のあり方は、日本における学校評価システム構築には欠かせない重要な視点であり、その視点及び支援体制を指摘した本稿に意義を見出すことができる。

最終年度にあたる平成 24 年度の第一の研究成果は、日本教育行政学会第 47 回大会 (10 月 27 日@早稲田大学) において「米国チャータースクールにおけるアクレディテーションに関する研究 (II) -AdvancED による PACT 評価を事例として」と題し、以下のことを明らかにした。

認証評価機関としての AdvancED によるアクレディテーションにおいては、事例としたチャータースクールである PACT の自己評価を基礎としながら、AdvancED の専門家による評価が実施される。そしてその評価結果に基づいて PACT は学校改善に関する改善案を AdvancED に提出し、PACT が学校改善を行っているかを AdvancED が判断するという一連の仕組みと実態を PACT の事例分析を通して明らかにした。

例を一つ挙げるとすれば、AdvancED による専門家評価の基準⑥「学校関係者間のコミュニケーションと関係性」の総評において「今回のインタビューにおいて何人かの関係者から、すべての生徒に公平にルールが適用されていないという証言を得た」と指摘されたことを受けて、PACT は規律をより徹底するために新たな雇用を行い、基準⑥に関する学校改善を実行した。

我が国の「学校評価ガイドライン [平成 22 年改訂]」において「学校評価の結果を踏まえ、(中略) 設置者等は予算・人事上の措置や指導主事の派遣を行うなどの適切な支援を行うことが必要である」とあるが、上記の PACT の例は、人事上の措置が AdvancED によるアクレディテーションによって講じられた実例として考えることができる。

第二の研究成果は、関西教育行政学会 3 月例会 (平成 25 年 3 月 16 日@兵庫教育大学神戸サテライト) において、「米国チャータースクールによる公教育体制の再構築に関する研究 (I) -ミネソタ州の CS を中心に-」と題する研究発表を行った。

本発表の目的は、CS を管理・運営する authorizer の役割の変容及びそれに連動する州教育局の権限内容を明らかにすること

を通して、公教育体制再構築のための示唆を得ることだった。

CSは州法によるため、州ごとに大きな違いがみられる。事例としたMNのCS法改正に伴い、以下の4つのことを指摘できる。

(1)1997年までは1年間に開校されるCS数は一桁だったが、1997年にはCS数の上限が撤廃されたこともあり、1998年以降は毎年10校以上が開校されている。それはauthorizer機関が増えたことも影響している。

(2)CSの増加に伴い、2000年以降閉校するCSも増加した。また、CSの質についても懸念が示された。その対策として2009年にCS法が改正され、MDEの権限を強化し、authorizerの質を担保する仕組みが作られた。

(3)authorizerとして学区教委以外を認めるかどうかは、公教育体制再編という観点からきわめて重大な分岐点である。MNの場合、現状では主に学区教委がCSを含めた公立学校を管理しているが、学区教委以外のauthorizerが管理するCSが増加傾向にある。

(4)CS改正(2009)の背景を概観する限り、単純な規制緩和というよりは、CSの質を保証するためのauthorizerへの規制強化であり、それにはNACSA等のCS支援団体が大きな役割を果たしてきた。ただし、MNのCSを支援してきたMinnesota Association of CSは、authorizerの数が制限され、CSの活動に支障が出るとして必ずしも賛同していない。

最後に日本への示唆として以下のことを指摘した。MNにおけるCSの一連の動きは、公教育体制再構築の可能性を有している。類似した制度としてコミュニティ・スクールが既にあるが、教育委員会以外の組織による公立学校の設置が認められていないという意味で、米国の多くの州のCS法と共通している。存在意義が問われている教育委員会制度ではあるが、抜本的な制度改革はリスクも高いことから、米国の先駆的な事例研究を続けて、日本においてどのような公教育体制がより適当かという議論を丁寧にすることが必要である。

## 5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計1件)

(1)湯藤定宗「米国チャータースクールにおけるアクレディテーションに関する研究(Ⅰ)」『帝塚山学院大学研究論集』査読無、46集、2011年、39-52頁。

〔学会発表〕(計4件)

(1)湯藤定宗「米国チャータースクールによる公教育体制の再構築に関する研究(Ⅰ) - ミネソタ州のCSを中心に -」、関西教育行政学会、2013年3月16日、兵庫教育大学神戸

サテライト。

(2)湯藤定宗「米国チャータースクールにおけるアクレディテーションに関する研究

(Ⅱ) - AdvancEDによるPACT評価を事例として」、日本教育行政学会、2012年10月27日、早稲田大学。

(3)湯藤定宗「アメリカ合衆国における教育委員会の一般行政からの相対的独立に関する研究 - オレゴン州教育委員会制度改革(2011)を事例として -」、関西教育行政学会、2011年12月4日、京都教育大学。

(4)湯藤定宗「米国チャータースクールにおけるアクレディテーションの実態に関する研究」、日本教育経営学会、2010年6月5日、静岡大学。

〔図書〕(計1件)

アメリカ教育学会編、東信堂『現代アメリカ教育ハンドブック』2010年、201頁。研究代表者湯藤定宗の担当は以下の項目である。

「学校評価(School Accreditation)(39-40頁)」、「教育バウチャー制(Educational Voucher)(73-74頁)」、「チャータースクール(charter School)(160-161頁)」

## 6. 研究組織

(1)研究代表者

湯藤 定宗 (YUTO SADAMUNE)

帝塚山学院大学・リベラルアーツ学部・准教授

研究者番号：(20325137)